

定期健康診断の内容

【定期健康診断 B】

¥9,000 円 (税込)

安衛法第 66 条第 1 項 安衛則第 43・44 条に基づく 11 項目

時期	項目
雇入時 1 年以内毎に 1 回	1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無 3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4. 胸部エックス線検査及び喀痰検査 5. 血圧の測定 6. 貧血検査 7. 肝機能検査 8. 血中脂質検査 9. 血糖検査 10. 尿検査 11. 心電図検査

【定期健康診断 A】

¥4,600 円 (税込)

定期健康診断 B より、腹囲、心電図、血液検査を抜いたもの

【生活習慣病健診】

¥20,000 円 (税込)

定期健康診断 B + 胃部検査 (胃部 X 線検査または内視鏡検査) + 便潜血検査

特殊健康診断

法令に基づく健康診断

健康診断名	関連法令	検査内容	時期
特定業務従事者 (深夜業等)	安衛法第 66 条第 1 項目	法定 11 項目	配置換え時 6ヶ月以内ごとに 1 回
じん肺	じん肺法	粉じん作業歴調査 胸部 X 線(直接撮影)検査	就業時 定期 管理 1:3 年位内毎 管理 2:3:1 年以内毎 過去従事者(管理 2・3) 定期外 離職時
石綿	石綿障害予防規則	業務歴調査 胸部 X 線(直接撮影)検査 自覚症状、他覚症状有無の検査	雇入時 配置換え時 定期 過去従事者
有機溶剤	有機溶剤中毒予防 規則	業務歴、既往歴、自覚症状・他覚症状 の有無の検査 尿中蛋白の有無 ※有機溶剤の種類により必要な検査	雇入時 配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに 1 回
特定化学物質	特定化学物質障害 予防規則	業務歴、既往歴、自覚症状・他覚症状 の有無の検査 ※特定化学物質の種類により必要な 検査	雇入時 配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに 1 回
鉛	鉛中毒予防規則	業務歴、既往歴、自覚症状・他覚症状 の有無の検査 血液中の鉛の量の検査 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検 査	雇入時 配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに 1 回
電離放射線	電離放射線障害防 止規則	被爆歴の有無の調査 白血球数、白血球百分率の検査 赤血球の検査、血色素量またはヘマト クリット値の検査 皮膚の検査	雇入時 配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに 1 回

行政指導による健康診断

健康診断名	検査内容	時期
紫外線・赤外線	業務歴、既往歴の調査 視診による目の障害の検査 視力検査	配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに1回
騒音	業務歴、既往歴、自覚症状・他覚症状の有無の検査 雇入時・配置換え時 オーディオメーターによる 250、500、1000、2000、4000、 8000Hz における聴力の検査 定期 オーディオメーターによる 1000、4000Hz における聴力の検査	雇入時 配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに1回
マンガン化合物 (塩基性マンガ ン)・溶接フェューム	業務歴、既往歴、自覚症状・他覚症状の有無の検査 握力検査	雇入時 配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに1回
MDI(メチレンジフェニル イソシアネート)	業務歴、既往歴、自覚症状・他覚症状の有無の検査	雇入時 配置換え時 定期 6ヶ月以内ごとに1回